水際対策強化に係る新たな措置（２３）
（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続）

令和３年 12 月 28 日

「水際対策強化に係る新たな措置（２０）」（令和３年 11 月 29 日）において、本年 12 月 31 日までの間実施することとした、「２．外国人の新規入国停止」及び「３．有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」については、当面の間、継続するものとする。

（以上）